

2 都立特別支援学校と都立高等学校等の協働的な取組の推進

これまでの国等の動向や、特別支援教育を必要とする児童・生徒数の増加を踏まえ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が可能な限り同じ場で学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、関連施策等の更なる充実が求められている。

都立特別支援学校と都立高等学校の交流については、これまでも各学校の副校長や担当教員が調整を行い、単発的なイベントでの交流を実施している学校もある。

しかし、調整を専門的に担う人材など、継続して協働するための双方の校内体制が構築されていないことに加え、障害種別、学部の特性を生かした協働事例の蓄積・共有が不足している。その結果、各学校において、交流は進んでいるものの、障害のある生徒等と障害のない生徒同士の相互理解が十分に醸成されているとは言えない状況である。

(1) 都の対応の方向性

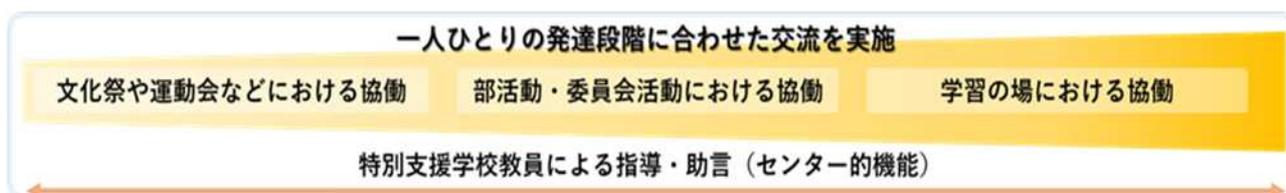
国が示した新たな事業や、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、これまで都が進めてきた取組や実態を踏まえ、インクルーシブな教育の推進に関して都が将来的に目指す方向性を以下のとおり整理し、検討を進めた。

- 共生社会を実現するために、学校教育の場においても障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との相互理解が必要。この際、教員同士の理解を深めてから、生徒等同士の理解を深めるという順序に加え、保護者同士のつながりを構築することが大切
- 都立青鳥特別支援学校八丈分教室の設置・運営を行っていることや、高等学校において障害のある生徒等と共に学ぶ取組の一層の推進が求められていることなどを踏まえ、まずは、設置者が同一である都立特別支援学校・都立高等学校で、障害のある生徒等と障害のない生徒が日常的に共に学ぶことのできる環境を整備し、生徒等の個々の状況に応じた協働的な活動を推進
- その活動を都立学校はもとより、区市町村立小・中学校等も含めた都全体に拡大し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との相互理解の醸成を図る

こうした取組を実現するためには、障害のある生徒等と障害のない生徒にとって双方の学びとなり、日常的に共に学ぶことができる環境を整備することが重要である。

このため、障害のある生徒等と障害のない生徒の相互理解を図るとともに、都立特別支援学校と都立高等学校の教員同士においても相互理解を図り、障害のある生徒等と障害のない生徒が共に学ぶ「協働活動」を推進していくことが求められる。

具体的には、従前どおり高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領を基準とする教育課程を編成しながら、交流の進展や個々の生徒等の発達段階に合わせて対応することが重要である。



(2) 運営の形態

国が示した連携類型(例)を参考に、障害のある生徒等と障害のない生徒の交流形態も含め、都として改めて以下のとおり整理した。

【連携・交流型】

- 隣接、近接する都立特別支援学校と都立高等学校において、様々な場面で連携・交流することで、交流素地を形成し、日常的な交流を進めていく。
- 状況に応じて、体育館、校庭などの施設の共有を実施する。

【分校・分教室型】

- 交流素地の形成と合わせ、施設の共有や具体的な在り方に向けた検討を行い、改修等を実施して、都立特別支援学校と都立高等学校の施設を共有し、日常的な協働のための環境を整備する。



分校・分教室型の実現は、目指す学校像の策定、特別支援学校の生徒等と高等学校の生徒が共に安心・安全に使用できる環境の整備等に相応の時間をかけて検討する必要がある。このため、まずは連携・交流型で、組織的、体系的に協働活動を実施し、障害のある生徒等と障害のない生徒の日常的な交流を進めるノウハウを蓄積し、その成果を分校・分教室型に反映していくことが求められる。

それぞれの取組内容について、以下のとおり整理した。

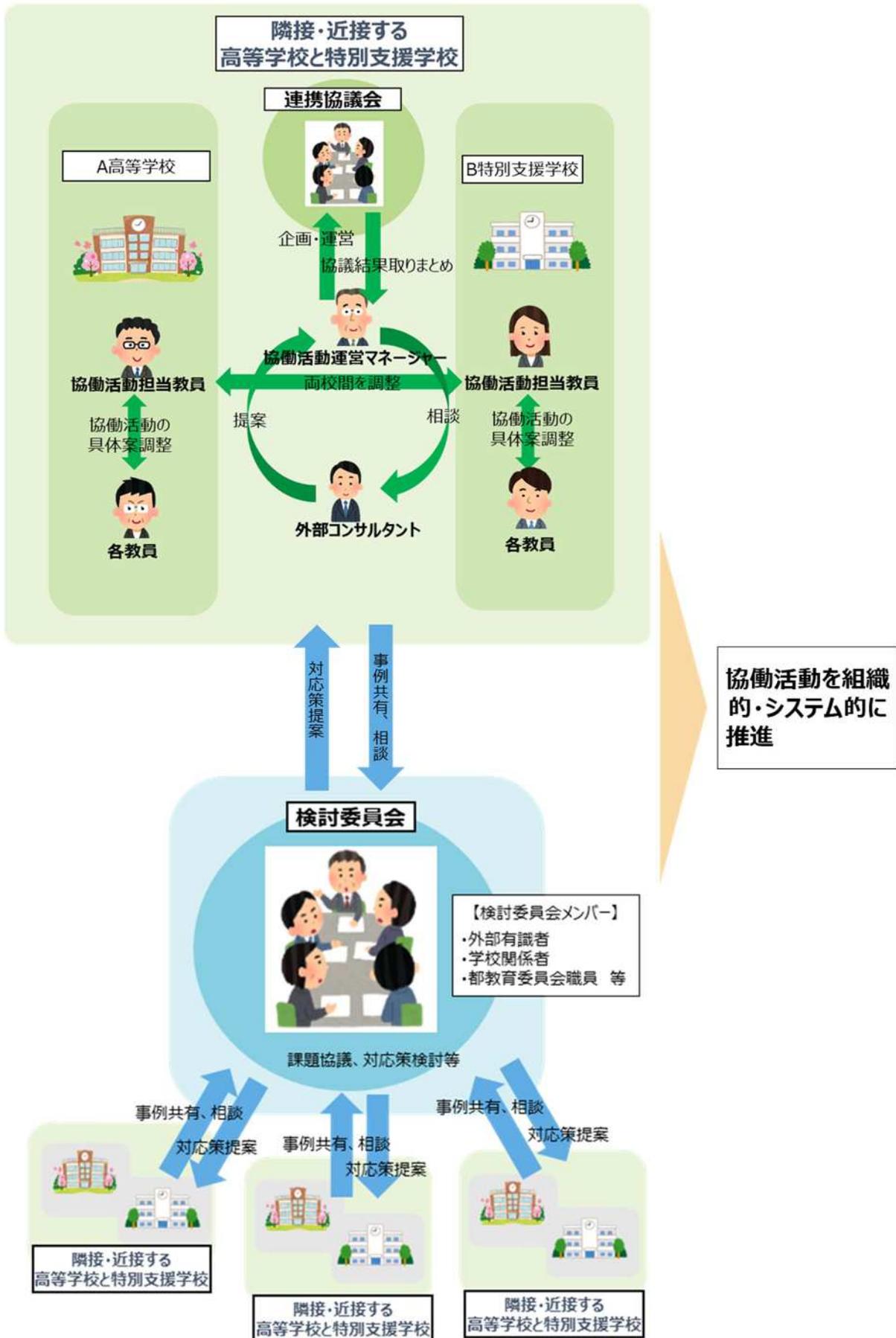
ア 連携・交流型

(ア) 具体的な取組内容

現に隣接、近接している都立特別支援学校と都立高等学校において、令和7年度から「特別支援学校と高等学校等の協働的な取組」事業を実施し、以下により、組織的、体系的な協働活動を行う。

- 隣接、近接している都立特別支援学校と都立高等学校(以下「実施校」という。)の管理職や、都教育委員会等の関係者が参画する「連携協議会」を設置
- また、両学校間の調整や連携協議会に関する企画・運営等を担う「協働活動運営マネージャー」を配置
- 実施校の状況を踏まえ、協働活動の取組内容の提案などを協働活動運営マネージャーへ行う外部コンサルタントを配置
- 障害のある生徒等と障害のない生徒の相互理解形成に向け、3年間の協働活動を展開

特別支援学校と高等学校等の協働的な取組に関する事業スキーム



(3年間の取組(案))

○ 令和7年度 理解啓発に向けた取組

都立特別支援学校及び都立高等学校双方の教員、生徒等への理解啓発や、教員同士、生徒等
同士の交流を促進し、両校一体となって協働的な取組の推進に向けた基盤を構築

○ 令和8年度 協働活動の試行

協働活動を試行し 効果測定を行いながら、実施内容の充実に向け、検討や取組の改善を継
続。あわせて、協働活動の本格実施に向け、令和9年度指導計画に協働活動を位置付け

○ 令和9年度 年間指導計画に位置付けた協働活動の実施

年間指導計画に基づく協働活動を実施し、効果測定を行うとともに取組事例をデータベー
ス化。実践と検証を踏まえた指導計画の改善を図り、令和10年度以降の指導計画に検証結果を
反映

(イ)具体的な実施校

以下に挙げる5組10校の隣接、近接している都立特別支援学校と都立高等学校において、組織
的、体系的に協働活動を実施し、障害のある生徒等と障害のない生徒の日常的な交流を進める。

高等学校	特別支援学校
都立高島高等学校	都立高島特別支援学校
都立久留米西高等学校	都立東久留米特別支援学校
都立六郷工科高等学校	都立城南特別支援学校
都立松原高等学校	都立中央ろう学校
都立野津田高等学校	都立町田の丘学園

(ウ)今後の方向性

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解を図るためには、協働活動について、生
徒等、教員、保護者等関係者の理解を得ながら、着実に進める必要がある。

このため、令和7年度から令和9年度で協働活動を計画的に実施し、得られたノウハウを5組10校
の実施校以外の都立学校にも広げ、都立版エリアネットワークや特別支援学校のセンター的機能等を
活用しながら、協働活動の取組を拡充していくことが求められる。

この中では、将来の展開を見据え、3年間の事業の取組において、協働活動として何ができるかを
検討し、具体化することが求められる。例えば、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の協働
活動としては、教育課程上に位置付けられる学校行事などの特別活動や、総合的な学習(探究)の時
間、学校設定科目、教育課程外の活動である部活動等が想定される。また、教員の分掌に関する協働
活動としては、教員の資質向上のための研修を特別支援学校と高等学校で協働して行うこと、高等学
校の校内委員会に特別支援学校のセンター的機能担当の教員が参画すること、特別支援学校におけ
る進路指導の検討会に高等学校の教員が参画すること等が想定される。具体化に当たっては、都教
育委員会の丁寧なサポートが求められる。

さらに、協働活動の推進をスクールミッション、スクールポリシー等学校の基本方針として位置付け
ることも検討すべきである。

加えて、生徒等、教員、保護者へのアンケートやヒアリング等により、丁寧に効果検証を行うことが求められる。

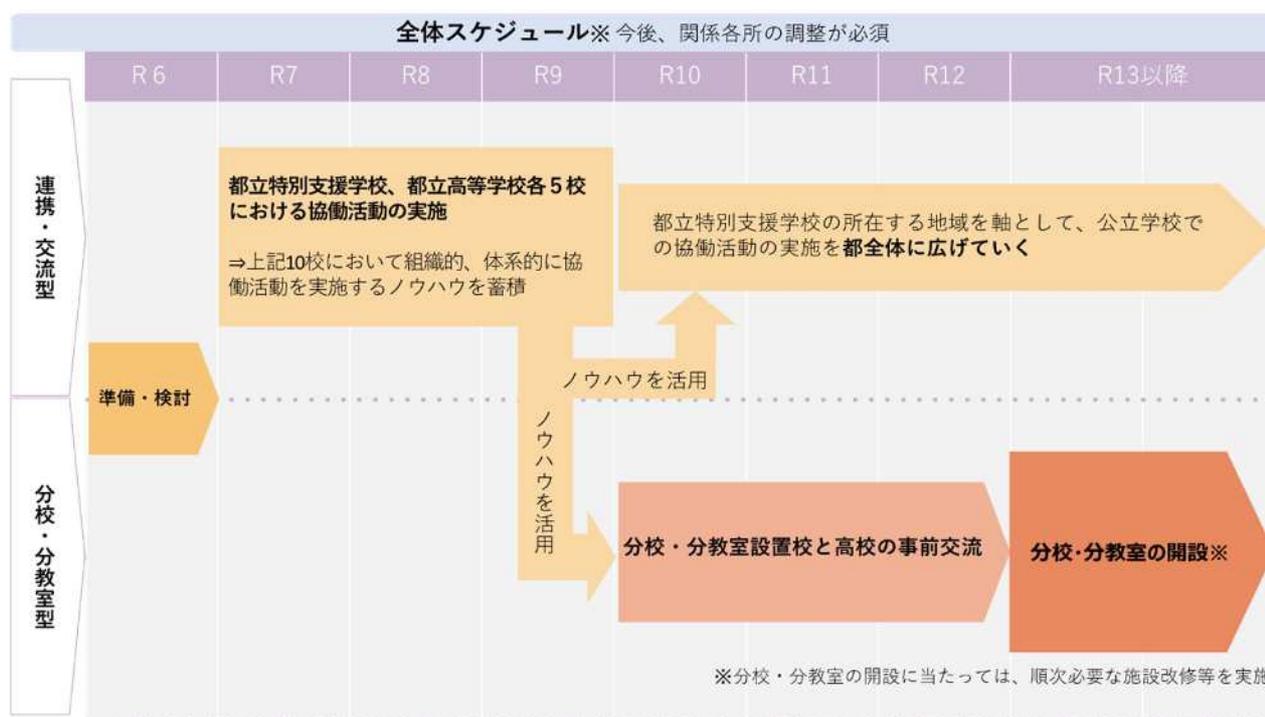
イ 分校・分教室型

インクルーシブな教育の更なる推進に向け、一つの敷地又は一つの施設内に都立特別支援学校及び都立高等学校が入る「分校・分教室型」を設置し、障害のある生徒等と障害のない生徒が日常的に共に学ぶことのできる環境を作り出すことが期待される。「分校・分教室型」の設置に当たっては、目指す学校像の策定、特別支援学校の生徒等と高等学校の生徒が共に安心・安全に使用できる環境の整備等、順次、検討を進めていくことが求められる。

この際、まずは特別支援学校・高等学校の両校の生徒等にとって学びとなる環境が整備できるよう、「分校・分教室型」を設置する学校について、目指すべき「設置方針」を協議することが必要である。

設置方針が決定した後は、「分校・分教室型」に在籍する生徒等が円滑に協働活動を実施できるよう、分校・分教室型の設置前に「連携・交流型」で蓄積したノウハウを活用して教員同士や生徒等同士の交流を行うなど、計画的に進めていくことが重要である。

上記を踏まえ、以下のスケジュールを目途として進めていくことを検討すべきである。



(3) 今後検討すべき事項

令和7年度から実施する「連携・交流型」を着実に実施するための対応を順次進めていくとともに、インクルーシブな教育の一層の推進に向け以下の方策等を検討していくことが重要である。

ア 「分校・分教室型」の設置に向けた対応

障害のある生徒等と障害のない生徒が日常的に学ぶことのできる環境を整備するため、「分校・分教室型」の設置に向け、目指す学校像やスクールミッション、スクールポリシーへの協働活動の推進の位

置付け等について、関係者の意見も踏まえつつ、積極的に検討することが期待される。設置方針については、対象となる都立特別支援学校・都立高等学校の現状や特色などを勘案しつつ検討し、方針決定後には「分校・分教室型」に通う生徒等が円滑に協働活動を実施できるよう、適切な環境を整備することが重要である。その際、特別支援学校と高等学校では、国が定める設置基準が異なることにも留意する必要がある。

イ 教職員の配置等の在り方

他県においては、高等学校と特別支援学校で一人の校長が兼務をしている例もあり、このような取組の有効性も含めて、校長・教職員の配置や兼務の在り方等についても検討を行う必要がある。これにより、都立特別支援学校の教員が都立高等学校の教員を兼務し、都立高等学校において通級による指導を行うといった取組につながることを期待される。

ウ 区市町村立学校と都立特別支援学校の協働的な取組の推進

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域とのつながりを維持・継続できるようにすることが大切であるため、これまでも副籍制度による交流活動の充実を図ってきた。児童・生徒本人や保護者の意向を踏まえつつ、引き続き交流機会の確保に設けた取組を進めていくとともに、都内全域で更にインクルーシブな教育を推進するためには、今後、区市町村立小・中学校等と都立特別支援学校の協働活動の在り方について検討を進めていくことが望ましい。これまでも、区市町村立小・中学校等と都立特別支援学校の交流は行われているが、学校同士が一体となって学齢期に協働活動を行うことで、よりインクルーシブな教育を推進することが期待できる。ただし、設置者が異なることや交流の進展等を踏まえて検討を進める必要がある。その際、費用負担についても検討が必要となることにも留意すべきである。